

(関連分野)

観光振興・地場産業

(事業の名称)

産業観光活用形まちづくり事業

(関係省庁名)

観光庁

事業の概要

(事業内容)

・地域に存在する地域の強みとなる資源を核として取組む、総合的な地域振興策。具体的な取組は以下のとおり。

- ① まちづくり支援大学(仮称)を核とした、観光まちづくりの専門家人材育成、観光・産業振興の取組支援。

(人材育成)

・観光コンシェルジュ人材育成(育成プログラムの策定、研修講師等の専門家招聘)
コンシェルジュ: 地元の高齢者・学生等を活用

講師: 地域の伝統工芸士や老舗店主等を活用

・「まちあるき(フィールドワーク)」を絡めたご当地検定試験の実施
→観光コンシェルジュ人材育成プログラムに組み込み

・ものづくり体験交流プログラムの策定のための専門家育成

・「おもてなしコールセンター」設置のための人材育成・研修

(観光・産業振興)

・まち巡り観光の促進のための交通インフラ整備

→共同駐車場の整備、小型バスの導入

・地場産品を活用した新メニュー開発

→マーケティング、開発、提供までの一貫した支援

・地域内の食事処、土産処、体験プログラムを提供する地域回遊型観光の提供

- ② 特徴的な地場産業を活用した着地(地域密着)型観光への取組

・外国人観光者向けの通訳・音声システムの設置→システム開発・運営等

・ホテル・宿泊部門の国際化サービスの実施

・活動PRのための地域イベント開催(祭り・グルメ)

・旅行介助サービスの設置

・まち全体を「ものづくり+食+観光地」の連携したミュージアム化(まちなかミュージアム)するための整備事業

・地域PRのための映画等のロケ誘致→エキストラ等の雇用

・「まちあるき」充実のための屋台村創業者支援

・「まちあるき」を発展させたヘルスツーリズムの展開

- ③ その他

・I/U ターン人材の創出

・地場産品の販路開拓のための直売施設(青空市場)新設

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)

制度改正：特になし

観光庁設立後の目玉として活動に取り組む。

(期待される効果)

定性的効果：

- ・「地域」一体感の高揚
- ・高齢者の「元気」創出
- ・産業の壁を越えた地域事業者同士の「水平的」連携
- ・散在する地域の資源（点）を線でつなぐことによる地域内回遊性の向上

(先行事例)

小田原市：地方の元気再生事業

小田原箱根商工会議所：小規模事業者新事業全国展開支援事業

(期間後の取扱い)

地域PRが浸透してきた頃からは、取組を周辺地域に広げるなどのネットワーク化を進める。単体ではなく地域全体が潤う仕組みを作る。

(関係省庁担当者連絡先)

観光庁総務課企画室

電話番号：03- 5253-8111（内線 27-117）

経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業政策課

電話番号：03-3501-1697 / ファックス：03-3580-6389